

釧路市音別町指定訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 釧路市が開設する釧路市音別町指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び第1号訪問事業（以下、「訪問介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下、「訪問介護従事者」という。）が、要介護又は要支援状態にある高齢者または事業対象者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適切な訪問介護等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問介護従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 釧路市音別町指定訪問介護事業所
- (2) 所在地 釧路市音別町中園2丁目119番地1（釧路市音別町福祉保健センター内）

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務 1名）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) サービス提供責任者 1名（常勤兼務 1名）
サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護等の利用申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員 5名（常勤専従 1名、常勤兼務 1名 サービス提供責任者兼務）
（非常勤専従 1名、非常勤兼務 2名）
訪問介護員は、訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画に基づき、訪問介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、釧路市の休日を定める条例第1条第3号及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
ただし、要介護者等の状況等、特段の理由がある場合については、上記の規定にかかわらずサービスの提供を行うものとする。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(連絡先 釧路市音別町福祉保健センター 電話 01547-9-5151)

(訪問介護等の内容及び利用料等)

第6条 事業所で行う訪問介護等の内容は次のとおりとし、訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額によるものとし、当該訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に示された自己負担割合に応じた額とする。

ただし、保険料の滞納等により保険給付額が減額されている場合は、減額後の額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- (3) 通院等のための乗車又は降車の介助

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護従事者は、訪問介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、釧路市音別町全域とする。

(非常災害対策)

第9条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うこととする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所担当職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを釧路市に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、訪問介護従事者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回以上

2 訪問介護従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 訪問介護従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、訪問介護従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、訪問介護従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この規定は、平成17年10月11日から施行する。

附 則

この規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規定は、平成19年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年5月1日から適用する。